

前橋市農業の新たな担い手を求めます

～意欲と情熱を持って「地域で活躍する」就農者を支援します！～

前橋市 令和7年度版

就農ガイドブック



前橋市担い手支援協議会新規就農者等支援PT

(前橋市農業委員会事務局、前橋市農政課、中部農業事務所、JA前橋市、まえばし農業研修受入協議会)

目次

まずは、事前にチェック	
（農業をはじめめる心構えができていますか？）	2
前橋地域は どんな産地？	4
就農までの流れ	5
栽培・経営管理の技術修得	6
農地の確保	8
各種支援制度	9
認定新規就農者制度	13
取組みやすい品目例紹介	14
就農事例（新規参入）	16
就農事例（親元就農）	19
空きハウス活用事例	20

まずは事前にチェック (農業を始める心構えができていますか?)

1. 家族の十分な理解を得ています

家族の同意と理解を得て、応援や支援を受けながら、農業を始められますか？

2人の方が作業効率がよいし、モチベーションも高まります。パートナーとして、力強くバックアップしてもらえるでしょうか？

お一人で農業を始める場合でも、家族の同意・理解は得ましょう。

チェック!

2. 農業で生活するには、3～5年必要なことを理解しています

ある機関の調査では、ほとんどの人が就農後3～5年程は経営的に苦しい時期が続くとあります。この間に離農する人も少なくありません。交付金に頼らなくても成り立つ経営を目指しましょう。

チェック!

3. 就農に必要な資金を確保しています

就農するためには、機械・施設の購入、経営初年度に必要な種苗や肥料代など多額の資金を必要とします。農業を始めることは、新たに事業（会社）を立ち上げることと同じです。自然が相手の事業であり、災害時のリスクにも対応しなければならないので、ある程度の開始資金を準備してから就農しましょう。

チェック!

4. 当面の生活資金も準備しています

生活費は自己資金で賄えますか？最低2年間、気象災害や病害等で収入が見込めなくても、生活していけるだけの自己資金を営農資金とは別に用意しましょう。

チェック!

次のページでさらにチェック!

5. 農業技術の習得はできています

※詳しくは6ページへ

地域ごとの条件に合わせた農業スタイルを選択することが、良い作物を作るために必要です。将来的に独立をサポートしてくれる農業法人等で働きながら、あるいは、農家研修などを利用して、農業を学んだ経験はありますか？

その地域に合った栽培技術やノウハウを習得しなくては、就農してからあなたが苦労することになります。

チェック!

6. 農地は確保（予定含）できています

※詳しくは8ページへ

農地の確保は、新規就農において大きな障壁となっています。農地は農業を営むための場所であり、食糧生産を行う為の大事な場所です。そのため貸借、売買には農業委員会の許可が必要であり、借り受ける本人が耕作を行うことや作付けの計画、自宅から農地までの距離（移動時間）が近いなどの条件を含む適正な計画が求められます。

チェック!

7. 栽培したい品目は考えています

※品目の参考は14ページへ

どのような品目を栽培するか明確にする必要があります。キュウリなのか、イチゴなのか、キャベツなのか。作物を選ぶことから始まります。キュウリやイチゴなら通常はハウスが必要となり、キャベツならトラクターなどの大型の機械の調達に加えて育苗トレーやコンテナなどの資材が大量に必要となります。

チェック!

8. 地域の人との付き合いを大切にします

農村では、用水や農道の管理作業、伝統行事など、付き合いが大切なことを理解しています。研修期間中からも地元の農家と付き合うことで、就農がスムーズになることもあるので、積極的にコミュニケーションをとりましょう。

チェック!

9. 農業を一生の仕事（生業）とします

今日の厳しい農業情勢の中では、優れた経営管理能力がなければ生き残れません。私は、「農業を一生の仕事（生業）」と考え、「強い意欲」と「情熱」をもって経営していきます。

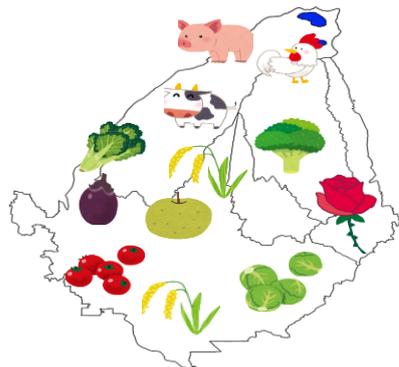
チェック!

前橋地域は どんな産地？

1. 前橋地域の農業

前橋地区は耕地面積の水田の割合が約45%を占め、米麦を始めとする土地利用型農業のほか、野菜や果樹、花き等の生産が行われています。

土地利用型農業では、水田作を中心に地域営農組織の経営体制の強化に取り組んでいます。赤城南麓地帯では、農業用水を活かした地域特産の野菜、果樹、花き等の生産を始めとした多様な農業経営が展開しています。施設野菜ではキュウリ、イチゴ、トマト等、露地野菜ではナス、ネギ、ホウレンソウ、ブロッコリー等、果樹ではナシ等が栽培されています。

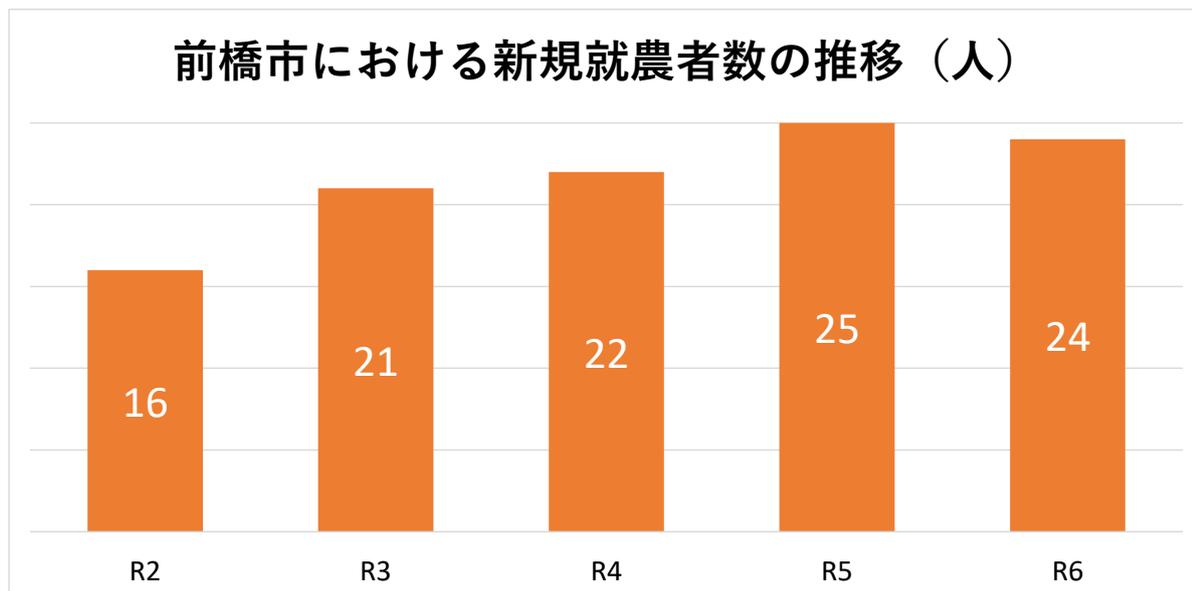


2. 新規就農者の現状

農業従事者の高齢化により、農業労働力が減少する中で新規就農者を確保することが求められています。

3. 新規就農者数の推移

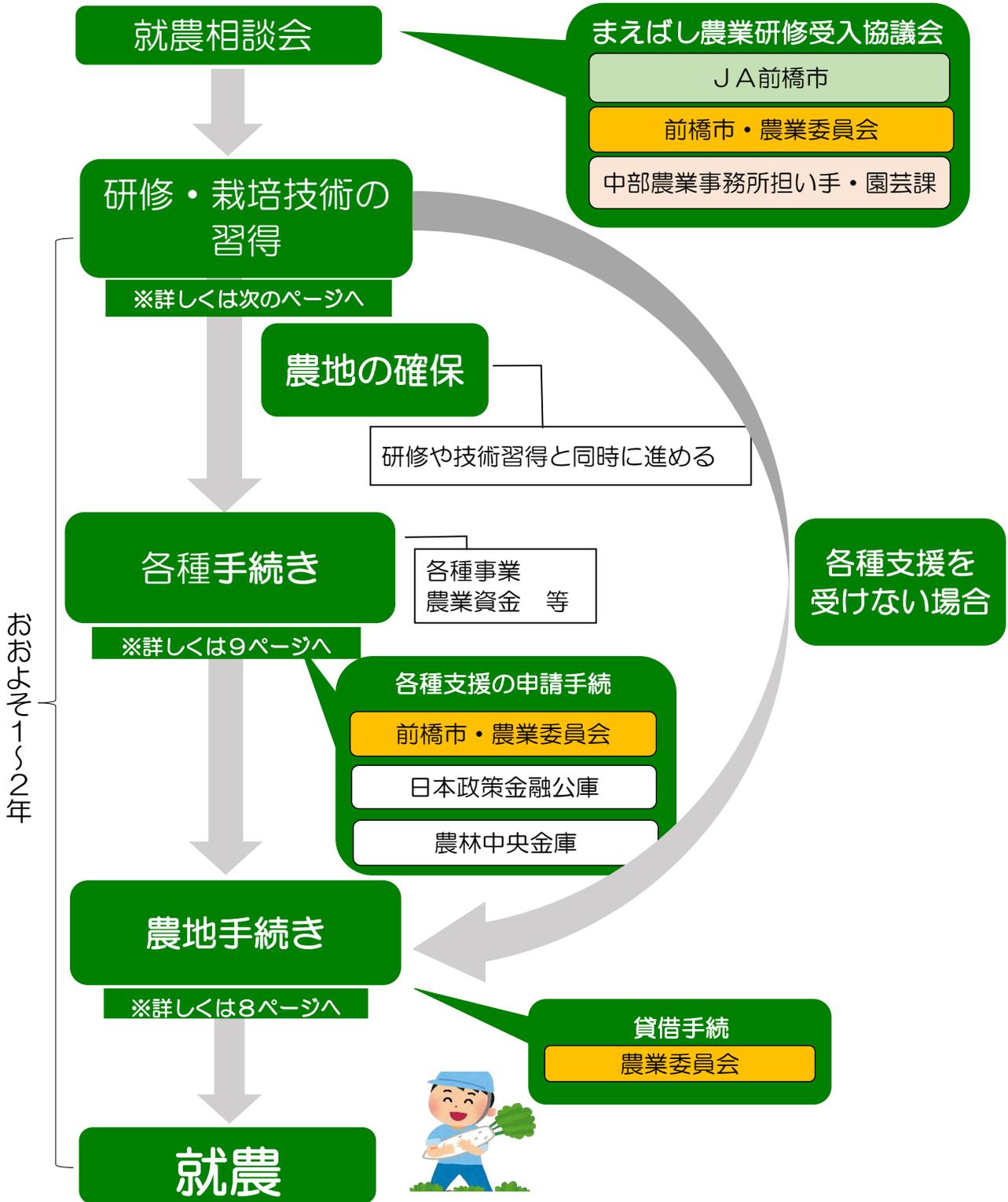
令和2年以降の独立自営新規就農者数の推移は下のグラフのとおりです。過去5年間の平均では約21人が就農しています。



※前橋市新規就農者把握調査より

就農までの流れ

前橋地区に就農を希望する方と面談による相談会を行います。基本的に栽培技術や経営技術を習得することが必要です。さらに農地の貸借など、就農にかかわる様々な手続きが求められます。



栽培・経営管理の技術習得

独立就農を目指すためには、栽培技術や経営管理技術を習得する必要があります。また、農業経営を行っていくためには、税務申告や農作業安全などの知識も不可欠です。そこで、新規就農を目指す方や新規就農者を対象に、以下の体験・研修及び講座を開催しています。

1. 農業体験・研修

(1) 農業体験事業（県農業公社、中部農業事務所担い手・園芸課）

将来群馬県内で就農を目指す人を対象にした農業体験を実施します。

コース：農業公社主催 2日間コース（定期開催）、1か月間コース（長期研修前開催）

農業事務所主催 2日間コース（随時開催）、7日間コース（随時開催）

連絡先：027-251-1220（農業公社）、027-233-9255（中部農業事務所）

(2) ぐんま農業実践学校（県農林大学校研修部）

野菜の栽培管理技術、就農に必要な専門知識技術の習得を目指します。

コース：野菜専門技術コース（全70回、通年の火・金曜の午前）

有機農業コース（全25回、4～12月の木曜の午前）

野菜基礎技術コース（全10～12回、日曜の午前）

いちごコース（全8回、7～2月の水曜の午前）

連絡先：027-371-3841

(3) 農家研修

農家研修によるメリット

- ・実践的な栽培技術を習得することができます。
- ・就農地の農業者とのつながりができます。
- ・地域の農業者から信用を得ることにより農地の貸借がスムーズになります。
- ・研修受入先が就農後も栽培技術等の相談にのってくれます。

2. 農業経営に必要な基礎知識の習得

(1) 農業基礎講座（中部農業事務所担い手・園芸課）

農薬の適正使用、土壌肥料の基礎、農作業安全など農業で必要な基礎的な知識を学ぶ、全5回の講座を開催します。

開催時期：9月～11月

※R6参考

1回目（農薬の適正使用、病害虫の防除、土壌肥料の基礎）

2回目（現地視察研修）

3回目（農業経営に必要な労務管理について）

4回目（農作業安全、トラクター・刈払機の基本操作と機能）

5回目（先輩農業者に学ぶ）

(2) 農業複式簿記入門講座（中部農業事務所担い手・園芸課）

農業経営の基本である複式簿記を習得することで、自身の経営管理能力を高めるとともに、経営改善に役立てることを目的とした、全7回の講座を開催します。

開催時期：11月～12月

- 1回目（複式簿記の仕組み・勘定科目について）
- 2回目（取引、仕訳について・伝票の書き方）
- 3回目（伝票の集計と試算表・日常取引の仕訳演習）
- 4回目（日常取引の仕訳演習）
- 5回目（日常取引の仕訳演習）
- 6回目（減価償却費の計算）
- 7回目（決算の進め方）



(3) 大型トラクター基礎研修・けん引研修（農林大学校）

県内在住の農家、雇用就農者及び研修生を対象に大型トラクター・けん引の免許取得の研修を行います。

基礎研修対象者：当年4/1現在で18歳以上70歳以下、普通免許自動車免許以上取得済

けん引研修対象者：当年4/1現在で18歳以上65歳以下、大型特殊自動車免許取得済
（農耕者限定含む）

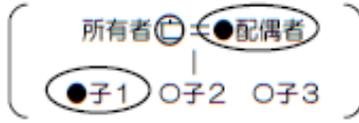
開催回数：年5回（けん引は1回）、1回あたり2週間程度

連絡先：027-233-9255（中部農業事務所）

農地の確保

農業を始めるためには、農業生産の基盤となる農地を借り入れなければなりません。これには法律に基づく許可などを受ける必要があります。

実際に農地の貸借を行う際は、①農地法第3条、②利用権設定のいずれかの手続きを農業委員会事務局で行います。農地法による手続きに比べ、利用権設定は簡易な手続きで貸借が可能です。具体的な貸借方法につきましては農業委員会事務局までお問い合わせください。

	① 農地法第3条 第1項の規定による許可申請	② 利用権設定
根拠法	農地法	農地中間管理事業の推進に関する法律
受付時期	毎月（15日締）	年2回 〔 6月設定：2月中旬締切 11月設定：7月中旬締切 〕
申請時に必要な経営面積	0㎡から可	所有・借受している農地が既にある場合に限り設定可 ※ただし認定農業者・認定新規就農者である場合は、農地がなくとも設定可
一般法人の申請	可	設定不可 ※設定は、農地所有適格法人のみ可 ※ただし当該一般法人が認定農業者又は認定新規就農者である場合は、「解除条件付き利用権設定」が可能
農地の所有者が亡くなっている場合	相続人全員の同意が必要 	持分過半以上の相続人の同意で可 
審査等	現地調査 聞き取り調査 農業委員総会での審議等	原則なし
申請書添付書類	土地の登記事項証明書 就農計画書・営農計画書 定款・登記事項証明書等（法人の場合） その他	原則なし
申請書提出方法	農業委員会事務局の窓口で提出 ※本人以外が申請する際は委任状が必要	農業委員会事務局窓口のほか JA窓口等への提出、郵送も可 ※本人でなくても提出可
貸借期間が満了すると…	解約手続きを行うまで 貸借の権利はそのまま続く	貸借の権利は自動的に解除

各種支援制度

独立就農するためには、農業用機械や施設を整備するための資金が必要となり、新規就農者向けには、様々な支援制度があります。
要件を満たすことで、これら支援制度を効果的に活用することが可能です。

◆就農準備時の制度

1. 新規就農者育成総合対策支援事業

1-1. 就農準備資金（問い合わせ先）中部農業事務所担い手・園芸課

就農に向けた研修資金を交付します。

主な交付要件：研修期間中の研修生、就農時49歳以下、前年の世帯所得が600万円未満等

交付金額：12.5万円/月（年間150万円）×最長2年間

1-2. 雇用就農資金（問い合わせ先）群馬県農業会議

雇用就農促進のための資金を交付します。

主な交付要件：49歳以下の就農希望者を新たに雇用する農業法人等、雇用して技術を習得させる機関

交付金額：最大60万円/年×最長4年間

2. ファームトレーニング事業（問い合わせ先）中部農業事務所担い手・園芸課

就農を目指す方を研修者として受け入れ、農業技術の指導を行う農家に対して助成金を交付します。

主な交付要件：市内在住、18歳以上65歳以下の研修者を受け入れる認定農業者、群馬県農業経営士、青年農業士、第三者へ経営移譲する農業者
12か月以上の研修を行うこと、研修者自ら選定した研修受入農家等でないこと、農業体験事業（1か月間コース）を実施していること等

交付金額：1研修者につき5万円/月（上限24か月分）

◆経営開始時、開始後に活用できる支援制度

1. 新規就農者奨励金（問い合わせ先）農業委員会事務局

新規で就農された方に対して奨励金を交付します。

主な交付要件：市内在住、60歳以下で新規就農、就農5年以内

交付金額：10万円（夫婦の場合はどちらか1名）

2. 新規参入者定着支援事業補助金（問い合わせ先）農業委員会事務局

新規就農者が、本市に転入し空き農家住宅等を借りる場合の家賃の一部を補助します。

主な交付要件：市内に転入する新規就農者、就農時に60歳以下、
5年以上継続して営農を行う方

交付金額：補助対象経費の1/2以内（上限月額2万円）

3. 新規参入者応援農家奨励金（問い合わせ先）農業委員会事務局

新規参入者等に農地や農業用施設等を貸し出す農家に対して奨励金を交付します。

主な交付要件：市内在住の農業者で新規就農者等に農地や農業用施設等を貸し出す方

交付金額：農地 5千円/10a、農業用施設等 2万円

4. 新規就農者支援事業補助金（問い合わせ先）農政課地域営農係

新規就農者の規模拡大や作業効率の向上のため、農業用機械等購入費の一部を補助します。

主な交付要件：市内在住、過去2年度以内に奨励金の交付を受けた方又は認定新規就農者

主な対象経費：トラクター、トラクター用アタッチメント、野菜等定植機、収穫機、選別機、作業所、格納庫等（軽トラ等汎用性の高いものは対象外）

交付金額：補助対象経費の3/10以内（上限50万円）

5. 6次産業化ステップアップ補助金（問い合わせ先）農政課ブランド推進係

高付加価値化を促進するため、加工施設の整備に要する経費の一部を補助します。

主な交付要件：申請日における市内経営耕作面積が30a以上、又は、申請年度の直近1年間の農林水産物販売金額が50万円以上

主な対象経費：（1）農林水産物加工、販売施設整備費、備品購入費
（2）パンフレット作成、パッケージデザイン等

交付金額：（1）補助対象経費の3/10以内（上限120万円）
（2）補助対象経費の1/2以内（上限30万円）

6. 経営継承・発展等支援事業補助金（問い合わせ先）農政課地域営農係

地域農業の担い手の経営を継承した後継者による、その経営を発展させる取組を支援します。

主な交付要件：地域農業の担い手（中心経営体等）から主宰権の移譲を受けた後継者
経営発展計画の策定等

主な対象取組：法人化、新たな品種・部門等の導入、認証取得、データ活用経営、
就業規則の策定、経営管理の高度化、就業環境の改善、外部研修の受講、
販路開拓、新商品開発、省力化・業務の効率化、品質の向上、規格等の改善、防災・減災の導入

7. 前橋市耕作放棄地再生利用事業補助金（問い合わせ先）農政課地域営農係

耕作放棄地と位置づけられた農地を再生し、農産物を生産するため、伐採や伐根、整地作業に必要な経費の助成を行います。

主な交付要件：1筆又は一体として利用できる面積が5a以上、下記の要件で所有権移転又は利用権設定を行うこと等

交付金額：(1)農地中間管理機構を通した10年以上の無償の利用権設定及び所有権移転の場合：5万円/10a

(中山間地域の場合15万円/10a)

(2)所有権移転又は5年以上の利用権設定の場合

①市内北部の農地で建設用重機等を利用：5万円/10a

②市内北部の農地以外で建設用重機等を利用：4万円/10a

③その他（①②以外）：3万円/10a

※要件の詳細は農政課へお問い合わせください。

8. 前橋市耕作放棄地作付促進事業奨励金（問い合わせ先）農政課地域営農係

上記の事業を活用し再生した農地で、農産物を生産する農業者に対して奨励金を交付します。

主な交付要件：上記の事業を活用して再生した農地で農産物を生産すること等

交付金額：上限2万円/10a

9. 新規就農応援資金（問い合わせ先）JA前橋市

新規就農者に対して融資を行います。

対象者：就農開始5年以内で農業を営むもの

主な用途：農業用機械、施設、営農資金等

融資期間：55歳未満 12～17年以内（据置期間3～5年）、

65歳未満 5年以内（据置期間2年以内）

融資限度額：55歳未満 1,000万円以内、65歳未満 500万円以内

金利：0.2%程度（R4.4時点）

10. アグリマイティー資金（問い合わせ先）JA前橋市

営農実績のある農業者に対して融資を行います。

対象者：営農実績のある70歳未満のJA組合員

主な用途：農業用機械、施設、営農資金等

◆認定新規就農者が対象の支援制度

1. 新規就農者育成総合対策支援事業（問い合わせ先）農政課地域営農係

1-1. 経営発展支援事業

経営発展のための機械、施設等の購入費の一部を支援します。

主な交付要件：就農時49歳以下の認定新規就農者

（新規参入者、従事して5年以内に継承する親元就農者）

主な対象経費：機械、施設、家畜導入、果樹や茶の新植、改植、機械等のリース料等
（軽トラ等汎用性の高いものは対象外）

交付金額：補助対象額は上限1,000万円
（本人負担分を除く交付金額は上限750万円）
1-2と併用する場合の補助対象額は上限500万円
（本人負担分を除く交付金額は上限375万円）

補助率：補助対象経費の3/4（例：国費1/2 県費1/4 本人1/4）

1-2. 経営開始資金（定額助成）

経営開始時の資金を定額助成します。

主な交付要件：就農時49歳以下の認定新規就農者、前年の世帯所得が600万円未満等
交付金額：12.5万円/月（年間150万円）×最長3年間

2. 青年等就農資金（問い合わせ先）日本政策金融公庫

新たに農業経営にチャレンジする認定新規就農者を応援する無利子の融資制度です。

対象者：認定新規就農者

主な用途：施設や機械の購入、農地の借地料、種苗や資材等の購入、運転資金等
※農地の購入は対象外

融資期間：17年以内（据置期間5年以内）

融資限度額：3,700万円

金利：無利子

3. 群馬県農業経営力向上事業※一部抜粋（問い合わせ先）農政課地域営農係

地域の担い手となる認定新規就農者が経営に必要な設備や機械にかかる費用を補助します。

主な交付要件：認定新規就農者

主な対象経費：農業用施設、機械、ハウスの修繕等

交付金額：補助対象経費の1/2以内（上限：機械200万円、施設300万円）

4. いちご生産拡大サポート（野菜花き生産力強化）（問い合わせ先）農政課農産園芸係

初期投資の大きいイチゴで就農する認定新規就農者のハウス新設費用を補助します。

主な交付要件：認定新規就農者

主な対象経費：イチゴの栽培施設、設備の新設

交付金額：補助対象経費の4/10以内（県費＋市費 上限1,150万円）

認定新規就農者制度

1. 認定新規就農者とは？

就農前に『青年等就農計画』を作成し、その内容が適切であると前橋市が認めた方です。独立して農業を始める際に必要な機械、設備への無利子融資や所得確保支援等の支援策が優先して受けられるなどのメリットがあります。

2. 青年等就農計画とは？

認定新規就農者になるために「就農前の研修計画」や「就農時における農業経営の目標」、「5年後の目標」を立てます。

3. 青年等就農計画の主な申請要件

- ・市内において新たに農業経営を営もうとする青年等（原則18歳以上45歳未満）
- ・農業経営を開始してから5年以内のもの
- ・計画が市の基本構想に照らして適切であること
- ・計画が達成される見込みが確実であること 等

4. 認定までの流れ

ステップ1) 就農相談

市、農業委員会、農協、県等関係機関と、就農や青年等就農計画の作成に向け相談会を行います。

ステップ2) 青年等就農計画作成

作目や資金調達計画など、就農から5年間の営農計画を作成し、実現可能な計画か、協議を重ねていきます。

ステップ3) 計画書を市へ提出

ステップ4) 就農(予定)地の農協支所等で事前検討会を実施

認定希望者ご本人にもご出席いただき、関係機関と計画が実現可能なものかについて最終確認を行います。

ステップ5) 前橋市農業経営基盤強化促進会議にて審査

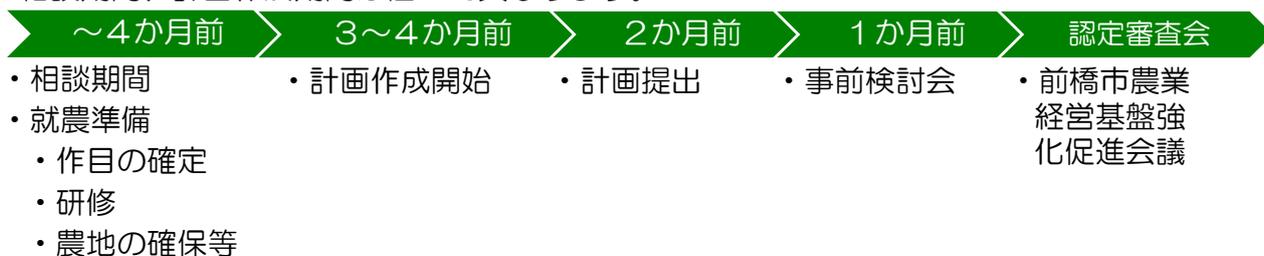
事前検討会同様、認定希望者ご本人にもご出席いただき、意気込み等をアピールしていただきます。



認 定

5. 認定に向けてのスケジュール(例)

※相談期間、計画作成期間は個々で異なります。



取組みやすい品目例紹介

露地ナス 【特色】

露地ナスは初期投資が少なく長期間安定した出荷ができることから、所得が確保しやすい。



収量	7,000kg
粗収益	272万円
単価	389円
年間労働時間	787時間
所得	131万円

OR7農業経営指標より

【必要経費の目安】（10aあたり）

費用	金額	備考
種苗費	13万円	購入苗400~600本
肥料費	9万円	土壌改良剤、基肥等
農具費	2万円	収穫台車、コンテナ等
農薬費	7万円	殺虫剤、殺菌剤
諸材料費	12万円	V字支柱、マルチ、誘引線等
修繕費	5万円	機械修理代
荷造手数料	58万円	出荷資材、手数料等
減価償却費	26万円	トラクター、動噴、軽トラ等

【栽培面積】

栽培管理が可能な本数の目安は1人で500~600株（10a）程度。

【栽培期間】

5月頃に定植し、6月頃から霜が降りる11月頃まで収穫できる。

定植する苗は、近年育苗を行っている生産者は少なく、直接定植できる苗を購入している方が多い。安定した収益を得るために、長期的に安定して収穫できるような管理が必要。

月	●播種 ▲定植 ■収穫												
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
栽培体系				▲		■	■	■	■	■	■	■	

ニガウリ 【特色】

ニガウリは初年度投資（支柱代）がかかるが、出荷調整の手間も少なく労働生産性も高いことから取り組み



収量	3,000kg
粗収益	88万円
単価	294円
年間労働時間	355時間
所得	39万円

OR7農業経営指標より

【必要経費の目安】（10aあたり）

費用	金額	備考
種苗費	3.5万円	購入苗96本
肥料費	6万円	土壌改良剤、基肥等
農具費	0.6万円	マルチ、ネット、コンテナ等
農薬費	3万円	殺虫剤、殺菌剤
諸材料費	40万円	にがうり支柱
修繕費	2万円	機械修理代
荷造手数料	21万円	出荷資材、手数料等
減価償却費	10万円	トラクター、動噴、軽トラ等

【栽培面積】

栽培管理が可能な本数の目安は1人で96株（10a）程度。

【栽培期間】

4月下旬から5月上旬ごろに定植し、6月下旬から10月頃まで収穫できる。

労働生産性が高く、ナスと比較すると管理作業が少なく栽培でき、出荷調整作業も効率が良い。初期に専用支柱に経費がかかるが、初年度のみ経費となる。

月	●播種 ▲定植 ■収穫											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
栽培体系				▲		■	■	■	■	■	■	

◆他品目との組み合わせ例

スッキーニ



露地ナスやニガウリとの組み合わせにより、収入の切れ目がないような年間の栽培体系に組み込める

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
栽培体系				●	▲	■	■		●	■		

【収益性の目安】（10aあたり）

○収量：2,000kg

○年間労働時間：220時間

○粗収益：59万円

○所得：21万円

ブロッコリー



品種の組み合わせによって収穫期を拡大し、労力の配分と収穫の安定が図れる

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
栽培体系	■	■	■				●	▲	●	▲	■	■

【収益性の目安】（10aあたり）

○収量：1,200kg

○年間労働時間：92時間

○粗収益：28万円

○所得：7万円

ちぢみホウレンソウ



低温によって甘みが増す品種の特性を活かし食味にこだわった差別化を図れる

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
栽培体系		■							●	●		■

【収益性の目安】（10aあたり）

○収量：1,100kg

○年間労働時間：378時間

○粗収益：49万円

○所得：17万円

ネギ



ブロッコリーや露地ナス、ホウレンソウと共通病害が少なく輪作に適している

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
栽培体系	●	▲	●	■	■	▲				■	■	■

【収益性の目安】（10aあたり）

○収量：4,000kg

○年間労働時間：294時間

○粗収益：113万円

○所得：28万円

就農事例（新規参入）

Y・T氏（令和5年就農）、相談時期：令和3年10月ごろ

1 農地の確保について

農家の親戚や地元の方の紹介で借りることができた。

2 農業技術の習得について

J Aから研修先を紹介してもらい、約1年間の農家研修を行った。

3 就農するための資金について

- ・研修中：1年分の生活資金を用意した。
- ・資金調達：経営開始資金と青年等就農資金（機械等・運転資金）、補助事業の活用

4 就農する上で苦労したところ

- ・計画的に農業を始めるには、最初にどこに相談していいかわからなかった。
- ・営農計画（経営計画）を考えるのに苦労した。

5 これから就農する人へのアドバイス

- ・最低限、1年間の生活費は確保しておくべき。
- ・作成した営農計画で経営や生活が回るのか、よく確認をすること。
- ・困ったときにすぐ相談できるよう、地域の人や行政機関、農業関係者との繋がりを大事にすること。
- ・研修をしっかりすること。技術面以外にも、研修中に悩み事を相談しておくこと。

経営規模（作目）

【就農1年目】

ナス 10a
ネギ 20a
ズッキーニ 10a
水稻 20a

↓

【就農2年目】

ナス 20a
ネギ 60a
ズッキーニ 10a
水稻 60a
労働力：本人、パート2人



T・H氏（令和4年就農）、相談時期：令和3年9月ごろ

1 農地の確保について

農業委員会からの紹介で借りることができた。

2 農業技術の習得について

農業で独立するため農業法人に5年間勤めており、ネギの技術習得をしていた。ナスとズッキーニは農家の兄から教わったり、J Aの講習会で技術習得した。

3 就農するための資金について

- ・農業用に自己資金を300万円用意した。それとは別に生活資金も用意した。
- ・就農後は経営開始型を活用した。

4 就農する上で苦労したところ

- ・農地がなかなか見つからず苦労した。
- ・帳簿の付け方や確定申告の仕方が分からず苦労した。J Aの青色申告会や自分で勉強をして学んだ。

5 これから就農する人へのアドバイス

- ・就農1年目はすぐには収入がないので、生活資金を用意しておくこと。
- ・地域で作られている品目を調べておくこと。できれば地域で研修を行えると尚よいと思う。

経営規模（作目）

【就農1年目】

ナス 10a
ネギ 30a
ズッキーニ 20a
コマツナ 10a

↓

【就農3年目】

ナス 20a
ネギ 80a
ズッキーニ 30a
労働力：夫婦



K・S氏（平成28年就農）、相談時期：平成25年12月ごろ

1 農地の確保について

農業委員の紹介で借りることができた。

2 農業技術の習得について

農家で1年10ヶ月研修をしたのち、農林大学校社会人コースに入り1年間技術を学んだ。

3 就農するための資金について

- ・多少は用意をしていた。
- ・資金調達：青年等就農資金を利用し、軽トラック、トラクター、管理機などを購入

4 就農する上で苦労したところ

・農地の確保については農業委員が探してくれてスムーズにできた。就農給付金などの書類の作成に手間取った。

5 これから就農する人へのアドバイス

- ・自己資金はできるだけ用意していた方がいい。
- ・1人だけの作業は精神的に参ってしまうこともあるので近くに相談できる仲間や話し相手がいた方がいい。

経営規模（作目）

【就農1年目】

ナス 7a
ちぢみホウレンソウ 15a
上州ネギ 20a
ズッキーニ 10a

↓

【就農5年目】

ナス 15a
ブロッコリー 30a
ズッキーニ 40a
アレッタ 10a
労働力：本人、パート1人



T・H氏（平成28年就農）、相談時期：平成27年3月ごろ

1 農地の確保について

研修先（雇用先）から農地を紹介してもらった。

2 農業技術の習得について

法人に雇用就農し、一連の農作業を学んだ。

3 就農するための資金について

・資金は借りなかった。1年間の営農資金は自己資金として用意した。

4 就農する上で苦労したところ

- ・農地を見つけること。
- ・周りの耕作放棄地の雑草対策までしなければならないこと。

5 これから就農する人へのアドバイス

- ・就農する前に、どこかで農業の研修をしないときつい。学校での座学よりも、体で覚えること。研修先では厳しかったことが、今ではよかった。
- ・農地を斡旋してくれる人を探すこと。

経営規模（作目）

【就農1年目】

ナス 20a
ちぢみホウレンソウ 50a
トウモロコシ 5a
リーフレタス 50a

↓

【就農5年目】

ナス 20a
ちぢみホウレンソウ 200a
ズッキーニ 10a
その他 10a
労働力：本人、パート2人



Y・H氏（平成26年就農）、相談時期：平成22年3月ごろ

1 農地の確保について

中部農業事務所普及指導課（現担い手・園芸課）と相談している中で、梨園を紹介してもらった。

2 農業技術の習得について

農林大学校果樹コース2年間、継承先で3年間

3 就農するための資金について

特に用意しなかった。

4 就農する上で苦労したところ

継承する農家で研修し、販売面も含めて引継ぎができたので、あまり苦労がなかった。

5 これから就農する人へのアドバイス

- ・周りの農家の人に、わからないことをすぐ相談し、助けてもらうこと。そのために地域に溶け込もうとする姿勢が大事。
- ・まず、研修をしっかりとすること。
- ・ゼロから始めるより、果樹農家から経営継承する方が、1年目から収穫ができ、設備投資も少なく、販売面でも引き継げる。

経営規模（作目）

【就農1年目】

ナシ 30a



【就農5年目】

ナシ 40a

労働力：本人



F・M氏（平成25年就農）、相談時期：平成23年4月ごろ

1 農地の確保について

普及指導員から農業経営士を通して農地を紹介してもらった。

2 農業技術の習得について

農家で2年間、また農林大学校の就農準備校で農作業を学んだ。

3 就農するための資金について

自己資金と就農支援資金を借り、軽トラックや農機具を購入した。

4 就農する上で苦労したところ

・研修中は指示に従って計画的に作業できたが、1人で段取りを組み先を読んでやるのが難しい。

5 これから就農する人へのアドバイス

- ・思った以上に大変だが、自分で自由に決定できるおもしろさがある。
- ・自己資金は生活費とは別に300万くらいは用意していた方がいい。

経営規模（作目）

【就農1年目】

ナス 18a

ネギ 30a



【就農5年目】

ナス 10a

ブロッコリー 100a

ズッキーニ 30a

ネギ 10a

労働力：本人、パート1人



就農事例（親元就農）

A・T氏

1 就農準備について

親の農地を相続し、就農したが、モモは新規に栽培した。技術習得のため、農林大の就農準備校や半年間の農家研修を行った。自己資金を営農資金に使ったため、生活資金に苦労した。

2 就農後の栽培状況について

H24に苗木を植えたが、育成期間もあり、一定の収穫量を確保するまで6年かかった。温暖化による高温障害もあり、被害果が発生したこともあった。

3 就農後の課題について

天候の暑さ対策を行い、高品質のモモを生産する。高温のため、収穫時期が重なってくることによる、労力不足への対応。

4 今後の経営計画について

既存のモモ園の老木化に備え、新たに苗木を植え、ローテーションを行っていく。米麦は法人に委託し、モモに専念していきたい。また、収穫時期に雇用労力を活用していく。

5 これから就農する人へのアドバイス

- ・ 独自に販売する場合、販路をよく考えてから就農した方がよい。
- ・ 果樹は、育成期間があるので、できれば成園を借りた方がよい。

経営規模（作目）

モモ 30a
イチジク 5a
米麦 75a

↓

モモ 30a
労働力：本人



空きハウス活用事例

(事例1) 空きハウスを利用してイチゴの新規就農

(空きハウスの概要)

前橋市小島田町 1,900㎡ 鉄骨ハウス
状態：前作はキュウリだが、7年間使用せず、草が繁茂していた。ハウスはH7に建設されたもので、水は井戸を使用。



(利用経過)

ハウスを建てる土地を探していたところ、研修農家の知り合いからの情報があり、ハウスも含めて借りることができた。利用料の協議には、地主との協議で決定した。

修繕費用：約600万円
(フィルム全部張り替え、カーテン2層張り替え、天窓のモーター交換等)

(利用状況)

作 目：イチゴ
利用料：21.5万円
契 約：10年契約、ハウスの契約書は中間管理事業の様式

(課題等)

よかったこと：初期投資少なく、良い場所を確保することができた。
苦労したこと：中古のハウスは、いつ、どこで、何が故障するかわからない。
利用拡大への課題：自己資金を用意しておく

(事例2) 初期投資の低減に空きハウスの活用

(空きハウスの概要)

前橋市カ丸町 1,500㎡ ガラスハウス
1,500㎡ Fクリーン
状態：前作はバラだが、空いていた期間は約2年間であり、状態は良かった。イチゴ栽培。水は井戸を使用。



(利用経過)

4年前から、就農するためハウスを探していた。2年前に普及指導員から空きハウスの情報があり、ここに決めた。利用料の協議には普及からの資料を参考に本人と協議して決定した。

修繕費用：約30万円(循環扇、フィルター)

次年度には、カーテンの張替え、スプリンクラー設置予定

(利用状況)

作 目：イチゴ
利用料：100万円(土地、トラクター等機械も含めて)
契 約：10年契約 ハウスの契約書は中間管理事業の様式

(課題等)

よかったこと：借入金を少なくして就農ができた。
苦労したこと：中古のハウスは施工業者とのつながりがなく、細かい情報がわからない。
利用拡大への課題：契約期間と設備投資のかねあい

(事例3) 空きハウス利用で就農2年目で規模拡大

(空きハウスの概要)

前橋市上佐鳥町 1,000㎡ 鉄骨ハウス
状態：前作はイチゴだが、空いていた
期間は2年間であり、状態は
よかった。井戸が使用できる。



(利用経過)

就農当初から、地主から貸したいという意向があった。就農2年目となり、規模拡大しても管理できる目途が立ったので、借りることにした。
利用料の協議には、JAも入り、相場を調べた上で、決定した。

修繕費用：約150万円（カーテン、循環扇）
次年度には、ビニールの張り替え予定（約150万円）

(利用状況)

作 目：イチゴ
利用料：30万円（税金等は別途負担）
契 約：10年契約、ハウスの契約書は自ら作成

(課題等)

よかったこと：規模拡大ができた。
苦労したこと：前に使っていた人が亡くなっているため、ハウスの細かい情報がわからない。ハウスの排水対策。
利用拡大への課題：意外と修繕費がかかる。

(事例4) 空きハウス利用でブルーベリーの養液栽培

(空きハウスの概要)

前橋市鼻毛石町 2,500㎡ 鉄骨ガラス
状態：前作はバラだが、数年間放置され、ハウスの内外で雑草が繁茂
H26の雪害でガラスが飛散した状態であった。
群馬用水が使用できる。



(利用経過)

探した期間は6か月、農地を探し、農業委員会へ相談した。該当する農地がハウス付きであった。地主との交渉で経営計画を示し、信用してもらった。

修繕費用：約50万円
（雑草除去、防草シート等）

(利用状況)

作 目：ブルーベリー
利用料：3万円（用水利用料含む）
契 約：10年契約
（ハウスの契約書はなし）

(課題等)

よかったこと：ハウス利用で雨風がしのげた。
苦労したこと：使えるようになるまで修繕の手間がかかる。
利用拡大への課題：覚悟して農業に取り組む。

問い合わせ先

<前橋市農業委員会事務局 農業振興係>

〒371-8601 前橋市大手町二丁目12番1号 前橋市役所7階
TEL : 027-898-6733 FAX : 027-223-8527

<前橋市農政部農政課 地域営農係>

〒371-8601 前橋市大手町二丁目12番1号 前橋市役所7階
TEL : 027-898-6708 FAX : 027-223-8527

<中部農業事務所担い手・園芸課 担い手係>

〒371-0051 前橋市上細井町2142-1 前橋合同庁舎3階
TEL : 027-233-2061 FAX : 027-233-9257

<JA前橋市営農部生産振興課>

〒371-0002 前橋市江木町770-1
TEL : 027-261-3832 FAX : 027-261-9152

※来所される場合は、事前に御一報いただきますようお願いします。